

保護者の皆様

「令和2年度就学援助費受給の申込について」の変更について

1 新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変した方

令和2年3月以降に新型コロナウイルス感染症の影響により失業して給与収入が激減している方、または、自営業の方で売上げが激減した方など、家計が急変して経済的にお困りの方で、減少後の所得が年間換算で就学援助費認定基準内である方もご申請いただけます。ご申請の際に、失業や減少後の所得がわかる書類を添付してください。

2 年度当初申込期限の変更について

年度当初の申し込み期限を、5月15日（金）から6月15日（月）に延長します。（郵送は6月15日消印有効）。6月15日までに申し込みされ認定された方は、認定日を4月1日に遡及しますので、1年間の就学援助費が支給対象となります。

問い合わせ先

府中市教育部学務保健課

電話：042-335-4436